

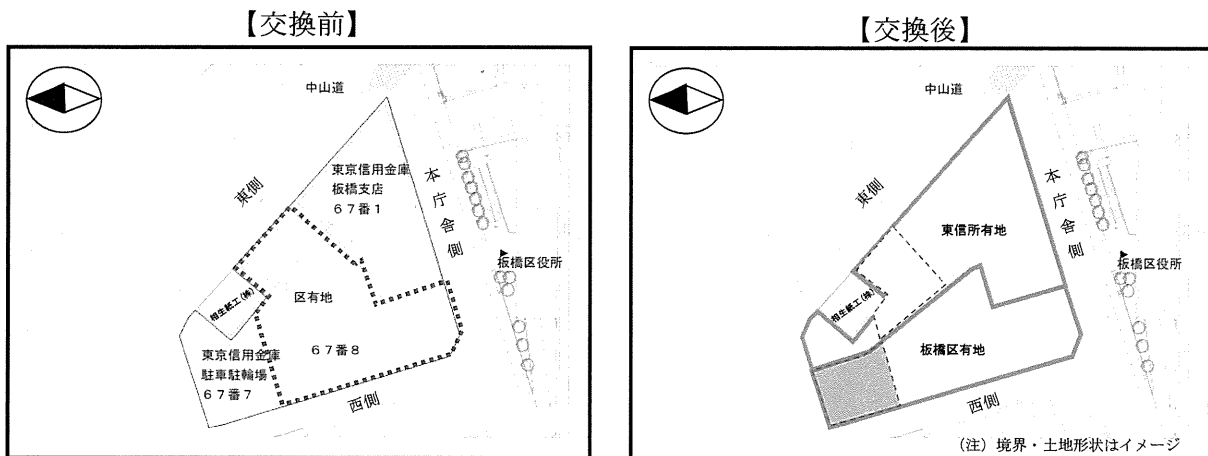
本庁舎北側公有地の活用について

1. 概要

板橋二丁目67番地については、令和元年5月24日に「板橋二丁目67番地に関する有効活用の可能性に関する覚書」を東京信用金庫（以下、東信という。）と取り交わし、双方の土地の有効活用について協議を開始したところであるが、今般、区有地と東信所有地の一部を交換する方向で協議が調ったことから、「板橋二丁目67番用地の土地交換に関する基本合意書」を締結する。

2. 土地交換について

区は区有地がより整形地となることを、東信は分散している東信所有地が一体となることを基本とし、西側道路と本庁舎側道路に接する部分が区有地、東側道路（中山道）に接する部分が東信所有地となるよう交換を行う。



(現在の土地面積)

板橋区有地 491.09 m²

東信所有地 560.89 m²

--- 交換する区有地

--- 交換する東信所有地

3. 今後の活用について

基本合意書締結後、必要な作業を実施し、双方の土地交換後の面積及び土地評価額を確定後、「(仮称)土地交換合意書」を締結する。

また、交換後の区有地面積が決定し次第、「本庁舎周辺公共施設再編方針」に掲げるとおり、土地貸付に向けた事業者公募を行う。